

第2回 捜査段階における「原則黙秘」の実践

刑事弁護委員会副委員長 赤木 竜太郎 (67期)

1 「原則黙秘」はスタンダードである

我々は捜査段階で、被疑者に対し、取調べにどのように対応するよう助言すべきか。「供述する」か「黙秘する」かである。黙秘する場合には、被疑者は黙秘権を行使し、捜査官の面前で一切供述しない。

弁護士会の研修で、捜査段階は原則として黙秘すべきであると教えるようになって久しい。司法研修所でも、同様の教育がなされているようである。「原則黙秘」はスタンダードな弁護手法としての地位を得ている。

もっとも、実際の事件での対応に目を移すと、本来黙秘すべき事案であるのに、安易に供述し、供述調書の作成にに応じているようなケースは少なくない。さらに、若手会員は、原則が黙秘だとして、例外的に供述をすべき場合はどのようなものか、悩むことが多いという。その原因のひとつは、捜査段階で「原則黙秘」が求められる実質的理由や、その意味合いが十分理解されていないことであると考えられる。

2 なぜ黙秘すべきなのか

黙秘権の効能ははっきりしている。供述することにより生じる不利益から、被疑者を守ることである。その不利益とはなにか。

まず、被疑者が情報を提供すること自体から生じる不利益である。捜査機関が情報を得ることにより犯罪事実の立証のための捜査が促進・効率化され、起訴につながるのであれば、不起訴よりも被疑者に不利である。その不利益を回避するため、「真実であっても隠すことができる」というのが、黙秘権の重要な機能であり、本質である。

さらに、被疑者が捜査機関に、誤った（客観的

実とは異なる）情報を提供する危険がある。虚偽自白が典型例であるが、それに限られない。捜査機関がその誤った情報を前提として、誤った見立ての下で捜査を進め、誤った証拠が作成される。それに基づき、本来なされるべきでなかった起訴がされたり、誤った内容での起訴がされる。公判でそれを覆すことは、容易ではない。本来言渡されるべきでなかった、不利な判決が言渡されることがある。

そして、取調べという特殊な環境下で被疑者が誤った情報を述べてしまう可能性は非常に大きい。取調べは、仮に威圧的な聴取や欺罔的な質問がなされなくとも、被疑者が自己の記憶に基づいて自由に供述できる環境下ではない。その性質上、取調べは常に糾問的である。捜査官の追及により、被疑者が過剰な弁解をしてしまったり、捜査官の質問に迎合したり、不正確な表現を用いて供述してしまうことは、日常茶飯事である。

被疑者の記憶も万全なものではない。突如逮捕され、何日も身体拘束され、精神的に動揺、疲弊している被疑者にとって、事件に関する自身の記憶を完全に復元することは不可能である。どんな被疑者であっても、記憶違いはあり得る。その記憶違いが、供述の核心的部分において生じることも珍しくない。

更に重要なのが、被疑者が取調べにおいて、証拠資料を参照できないということである。捜査段階では、捜査資料は被疑者及び弁護人に開示されない。時折取調べで示される証拠資料は、捜査官が意識的に（時として恣意的に）選別したものにすぎない。したがって被疑者は、客観的な資料（例えば写真、防犯カメラ映像、LINEの履歴等）や、他の事件関係者の供述を広く参照し、それを基に自身の記憶を確認したり、その正確性を検証することができない。不

正確な記憶に基づき、誤った供述をしてしまう可能性は常に存在する。

これらの不利益を回避させるために、弁護人は被疑者に黙秘をすることを助言しなければならない。被疑事実と争いがある事案でも、量刑のみが争点となる事案でも同じである。

3 供述する利益が上回る場合

「原則」には例外がある。上記の、供述することによる不利益を、供述することによる利益が上回る場合である。ここで検討すべきは、供述することによる利益の有無だけでなく、利益と不利益の比較衡量である。つまり利益の大きさの予測（見立て）と、上記の供述することにより生じる不利益の正確な把握が重要である。

供述することにより生じる利益のひとつは、身体拘束からの解放可能性が高まることである。極めて不当な運用ではあるが、現在の身体拘束に関する実務において、否認し又は黙秘していることは、勾留し、保釈を認めない方向の事情として重視されている（いわゆる「人質司法」の問題）。供述する方が、解放可能性が高まること自体は否定できない。

もっとも、黙秘していても勾留請求却下となる事例は、軽微な事案であれば増加傾向にある。また、捜査段階で黙秘していても、起訴後に上申書や陳述書を添付することで、保釈が許可されるケースも少なくない。身体拘束からの早期解放は極めて重要な利益だが、弁護人が安易に供述を促すことは、かえって被疑者にとって不利益となる上、人質司法の強化に弁護人が加担することと同義である。

また、供述することにより軽い処分を得られる可能性がある。被疑事実と争いがなく、かつ、起訴猶予

処分や略式命令が見込まれる可能性がある場合などである。これらの処分にあたっては、被疑事実を認める供述調書の作成が事実上必要条件となる。また、即決裁判手続に付される可能性がある事例も同様である。これらの利益は大きく、しばしば供述することによる不利益を上回る。もっとも、供述することにより上記有利な処分がなされる可能性がどの程度あるか、との予測が要であり、慎重な判断が求められることは当然である。

また、被疑者の弁解を捜査機関に伝え、嫌疑不十分による不起訴を積極的に誘発するというものでもない（例えば、違法捜査がなされたとの主張や、正当防衛の主張など）。しかし弁解は、被疑者本人に取調べの中で供述させなければならないということはない。多くのケースでは、弁護人による書面で顕出する方法により代替可能であろう。取調べで供述をさせる大きな理由にはならない。

4 事後的な検証しかできないからこそ黙秘すべき

黙秘をして、結果的に起訴されたとする。起訴後に証拠を確認したところ、仮に捜査段階で供述していたとしても大きな不利益はなかったかもしれない、と感じる事案もないわけではない。しかしこれは結果論である。弁護人・被疑者は証拠資料にアクセスできないがゆえに、被疑者段階で、当該事案で供述することによるリスクを純客観的に把握することはできず、予測できるに止まる。弁護人として、あえて供述させるという「賭け」に、安易に出るべきではない。供述することの利益が明確で、獲得の見込みもある場合に、はじめて供述させることを検討すべきなのである。